

利用料金表 (地域密着特養・ユニット型個室)

利用料金 = 介護保険負担割合分 (報酬単位: 1単位10円) + 食費・居住費

<1割負担>

介護保険	要介護度	基本単位	加算					1日 (1割)	30日	
			サービス提供体制強化加算	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ			介護職員等ベースアップ等支援加算
	要介護 1	661	22	12	23	60	19	11	808	¥24,254
	要介護 2	730	22	12	23	65	21	13	886	¥26,585
	要介護 3	803	22	12	23	71	23	14	968	¥29,051
	要介護 4	874	22	12	23	77	25	15	1,048	¥31,449
	要介護 5	942	22	12	23	83	27	16	1,125	¥33,746

<2割負担>

介護保険	要介護度	基本単位	加算					1日 (2割)	30日	
			サービス提供体制強化加算	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ			介護職員等ベースアップ等支援加算
	要介護 1	661	22	12	23	60	19	11	1,617	¥48,508
	要介護 2	730	22	12	23	65	21	13	1,772	¥53,170
	要介護 3	803	22	12	23	71	23	14	1,937	¥58,102
	要介護 4	874	22	12	23	77	25	15	2,097	¥62,898
	要介護 5	942	22	12	23	83	27	16	2,250	¥67,492

<3割負担>

介護保険	要介護度	基本単位	加算					1日 (3割)	30日	
			サービス提供体制強化加算	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ			介護職員等ベースアップ等支援加算
	要介護 1	661	22	12	23	60	19	11	2,425	¥72,762
	要介護 2	730	22	12	23	65	21	13	2,658	¥79,755
	要介護 3	803	22	12	23	71	23	14	2,905	¥87,152
	要介護 4	874	22	12	23	77	25	15	3,145	¥94,348
	要介護 5	942	22	12	23	83	27	16	3,375	¥101,239



食費・居住費	負担限度額段階	基準	食費	居住費	1日	30日	
		第1段階	生活保護受給者	300	820	1,120	¥33,600
	第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額+合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円 (夫婦は1,650万円) 以下	390	820	1,210	¥36,300
	第3段階①	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額+合計所得金額が年額80万円超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円 (夫婦は1,550万円) 以下	650	1,310	1,960	¥58,800
	第3段階②	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額+合計所得金額が120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円 (夫婦は1,500万円) 以下	1,360	1,310	2,670	¥80,100
	第4段階	世帯に課税者がいる者 市民税本人課税者	1,445	2,006	3,451	¥103,530	

※1. 加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

その他の加算 (1日) 1単位: 10円

	単位	適用
初期加算	30	新規入所から30日間
		30日を超える病院、診療所への入院後に再度入所した場合
		短期入所利用者が日を空ける事無く一般入所した場合は、短期入所利用日数分を差し引いて算定します
外泊時費用	246	入院・外泊された場合に算定します。1ヶ月6日を限度とし、入院・外泊の初日、最終日は除きます
看護体制加算Ⅰ	12	常勤の看護師を1名配置。
看護体制加算Ⅱ	23	看護職員を2名以上配置し、24時間連絡体制を確保している場合。

施設独自の利用者負担の軽減制度

※1. 減免を希望される利用者様は、施設へ申請していただきます (所得状況の確認等)。

※2. 対象となった方の軽減の程度は、生活保護受給者は居住費の全額、負担限度額段階第2段階の方は居住費の1/4、負担限度額段階3段階の方は居住費・食費の1/4となっております。